

## 鳥取県剣道連盟 剣道・居合道・杖道 級段位審査受審資格

平成27年4月1日

段 級	受 審 資 格	
10 級	修行10ヶ月以上	
9 級	10級受有者で、就学1年前の者 又は、小学校1年生で修行10ヶ月以上を経過し、9級の受審資格を認定された者	
8 級	9級受有者で、小学校1年生以上の者 又は、小学校2年生で修行10ヶ月以上を経過し、8級の受審資格を認定された者	
7 級	8級受有者で、小学校2年生以上の者 又は、小学校3年生で修行10ヶ月以上を経過し、7級の受審資格を認定された者	
6 級	7級受有者で、小学校3年生以上の者 又は、小学校4年生で修行10ヶ月以上を経過し、6級の受審資格を認定された者	
5 級	6級受有者で、小学校4年生以上の者 又は、小学校5年生で修行10ヶ月以上を経過し、5級の受審資格を認定された者	
4 級	5級受有者で、小学校4年生以上の者。 又は、小学校6年生で修行10ヶ月以上を経過し、4級の受審資格を認定された者	
3 級	4級受有者で、小学校5年生以上の者 又は、中学生で修行10ヶ月以上を経過し、3級の受審資格を認定された者	
2 級	3級受有者で、小学校6年生以上の者 又は、満15歳以上で修行10ヶ月以上を経過し、2級の受審資格を認定された者	
1 級	2級受有者で、小学校6年生以上の者 又は、満18歳以上で修行10ヶ月以上を経過し、1級の受審資格を認定された者	
初 段	1級受有者で、満13歳以上の者	
二 段	初段受有後1年以上修行した者	
三 段	二段受有後2年以上修行した者	
四 段	三段受有後3年以上修行した者	
五 段	四段受有後4年以上修行した者	
六 段	五段受有後5年以上修行した者	
七 段	六段受有後6年以上修行した者	
八 段	七段受有後10年以上修行し、かつ、年齢46歳以上の者	
錬 士	六段受有後1年以上経過した者	加盟団体の選考を経て加盟団体より推薦された者
教 士	七段受有後2年以上経過した者	
範 士	八段受有後8年以上経過した者	

※平成23年3月30日、全日本剣道連盟受審資格一部改正に伴う鳥取県剣道連盟受審資格改正。

この改正した規則は、平成23年4月1日から施行する。

※鳥取県剣道連盟剣道・居合道・杖道 級段位審査受審資格10級・9級の新設に伴い、平成25年4月1日より受審資格の一部改正。

※年齢基準は、審査当日とする。

平成 27 年 6 月 10 日

## 居合道昇段審査学科試験問題

### 1. 初・二段

- 問 1 居合道の理念について述べなさい。(各段位共通問題)
- 問 2 居合道修錬の心構えについて述べなさい。(各段位共通問題)
- 問 3 全日本剣道連盟居合の技名 12 本を書きなさい。
- 問 4 日本刀および拵(こしらえ)の各部名称を 5 つ挙げなさい。
- 問 5 抜付けについて述べなさい。

### 2. 三段

- 問 1 居合道修業上の目的を述べなさい。
- 問 2 居合道実施上の注意事項を 4 つ挙げなさい。
- 問 3 残心について述べなさい。
- 問 4 序破急について述べなさい。
- 問 5 切り下ろしについて述べなさい。

### 3. 四・五段

- 問 1 居合道指導上の要点を 4 つ挙げなさい。
- 問 2 気剣体の一致について述べなさい。
- 問 3 守破離について述べなさい。
- 問 4 間合いについて述べなさい。
- 問 5 剣居一体について述べなさい。

#### ※学科試験実施について

- ・実技試験に合格した者のみ学科試験を実施する。
- ・試験問題は、審査の当日設問の中から 2 問を選択し出題する。

## 居合道昇級・昇段審査実技の内容

- 1. 6 級以下 全日本剣道連盟居合 自由 1 本 (木刀使用を認める)
- 2. 3～5 級 全日本剣道連盟居合 自由 3 本 (木刀使用を認める)
- 3. 2 級 全日本剣道連盟居合 自由 3 本
- 4. 1 級 全日本剣道連盟居合 自由 5 本 (演武時間 6 分)
- 5. 初～3 段 全日本剣道連盟居合 指定技 5 本 (演武時間 6 分)
- 6. 4～5 段 全日本剣道連盟居 指定技 4 本及び古流 1 本 (演武時間 6 分)

※受験資格・受験料は剣道の規定に準ずる。